

令和5年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和5年 9月 6日
3	閉会	令和5年 9月12日
4	会期	7日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	6日 出席11名 欠席 0名 12日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	22件（うち議員提出10件）
7	議決の状況	(1)原案可決 6件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 2件 (5)報告済 2件 (6)採 択 9件
8	法第99条の意見書	9件
9	委員会	決算審査特別委員会付託 2件
10	その他	傍聴者 6日 18名 12日 0名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和5年9月6日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 二	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	斉 藤	隆	事務局主査	梶 田	健太郎
-------	-----	---	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会 会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課長	藤 田	雅 章	住 民 課 長	藤 木	雅 彦
税 務 課 長	渡 辺	廣 貴	保健福祉課長	谷 藤	朋 代
産業振興課長	岩 本	聖	都市整備課長	黒 島	滋 規
会計管理者	蛭 沢	千 晴	病院事務長	渡 部	浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和5年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席人員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

7番 加藤 真悟議員、8番 石川 康弘議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申出がありましたので、これを許可します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和5年第3回議会定例会の運営について、去る8月30日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。町からは令和4年度決算認定2件、令和5年度会計補正予算3件、条例関係1件、一般議案2件、人事議案1件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月6日から9月13日までの8日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月6日から9月13日までの8日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月6日から9月13日までの8日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和5年6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 令和4年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況についてご報告します。本年は、春から気温が高く推移していたこともあり、農作物全般にわたり生育が早く進んでいます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、基幹作物の水稻は出穂後、気温の高い日が多く続いたため、登熟が進み、草丈や穂長は、平年よりやや長めと早い生育であることから、刈取り作業は、平年より早くなっています。また、9月1日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄において、北海道はやや良と見込まれております。小麦は、既に収穫調整作業を終えており、収量は平年並みで、品質は良と見込まれています。大豆は、8月の好天と気温の高い日が続いたことから、平年より早い生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーは、高温と日照不足の影響による生育不足から、収量は大きく減少しています。また、長ネギ、ピーマンも高温の影響により収量はやや減少していますが、各野菜の価格につきましては、おおむね平年並みで推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

次に、子ども室内遊戯施設「はれっば」の利用状況についてご報告します。本施設は、5月3日のオープンから約4か月が経過しました。8月31日現在の施設利用状況につきましては、遊戯エリア64,679名、施設全体では93,223名で、特に夏休み期間中は町内外から多くの方にご来場いただき、指定管理者によるイベントの開催も好評をいただいています。中央公園内に新たに整備した大型滑り台やパークゴルフ場の利用とあわせて、中央公園全体に賑わいが生まれているものと考えています。引き続き、多くの皆様から愛され、親しまれる施設となるよう指定管理者と連携を図り、運営を行ってまいります。

最後に、町有地への店舗進出についてご報告します。進出を予定している企業は、現在、札幌市を中心に北海道全域において、スーパーマーケット32店舗を展開している、北雄ラッキー株式会社で、食料品等の小売店舗として出店が計画されています。出店形態については、町有地の賃貸によるもので、スポーツセンターの南側、ツルハドラッグ南幌店に隣接する、中央2丁目の4,568平方メートルの敷地に、約1,400平方メートルのスーパーマーケット店舗の建設を予定し、町有地貸付の申込みがありました。今後

の予定は、令和6年3月に土地賃貸借に関する契約を締結し、店舗建設工事に着手、同年9月下旬にオープン予定となっており、町外への購買力流出の抑制や地元雇用の促進など、町の活性化に繋がるものと期待しています。

以上、一般行政報告といたします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

ここで、湯本議員より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許します。

1番 湯本 要議員。

湯本議員

本会議中の貴重な時間をいただきましたことに、議長並びに町長に感謝を申し上げます。

本日は、私が行った6月13日開催の南幌町議会第2回定例会の一般質問における再質問において、選挙人名簿の閲覧項目をもとに、数値を把握した要旨の発言をしたところであります。選挙人名簿の閲覧等については、公職選挙法において手続等が定められており、今回利用した閲覧項目については、閲覧申請書に記載した内容と違う目的で利用したものであり、さらには、本人の同意がないままに、該当閲覧事項を利用目的外に使用してしまったものであります。先般、選挙管理委員会より、今回の本会議での発言にある閲覧事項の利用について、公職選挙法に抵触する恐れがあるため、聞き取り調査が行われ、事実関係の確認が行われました。今回の選挙人名簿閲覧事項の目的外利用については、私としても、公職選挙法に抵触するものであると考えるところであり、法律等を制定し、それを守るべき立場である議会議員として、大変軽率な行為であったと。責任は重大であり、また、議会の品位を傷つけるとともに、有権者の信頼を損なう行為であったものと深く反省しているところであります。ここに、衷心よりお詫び申し上げ、謝罪するものであります。貴重な時間をどうもありがとうございました。

議長

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

それでは、町長に地域福祉計画の策定について質問をいたします。地域福祉計画は、平成12年6月、社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項です。

この地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活における課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制について、庁内関係部局はもとより多様な関係機関や専門職を含めて協議を行い、目標を設定し計画を推進するものであります。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正において、今まで任意とされていた策定が努力義務に改正され、さらには地域における高齢

者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる福祉施策の上位計画として位置付けられました。

本町の各分野における個別計画については、それぞれ目標を設定し進行管理を行いながら事業の推進を図ってきていますが、現在、福祉を取り巻く課題は複雑、多様化していることから、今後は福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題として捉え、持続可能な地域づくりを進めることが重要と考えます。

このことから、私は個別計画を包括する福祉施策の上位計画として地域福祉計画が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

地域福祉計画の策定についてのご質問にお答えします。現在、本町の福祉分野においては、「介護保険事業計画」、「障がい者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、福祉行政を進めているところです。

しかし、昨今の福祉を取り巻く環境は、社会構造の変化や少子高齢化の進行の影響から、高齢の親と障がいを持つ50代の子が同居する「8050問題」や介護と育児を同時に行う「ダブルケア」、未成年の子どもが親や兄弟のケアを行う「ヤングケアラー」など、複雑化・複合化した課題があり、世代ごと・分野ごとの取組では、対応が難しくなることが想定されます。

このことから、住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるよう、子ども、高齢者、障がい者など全ての方に対し、地域全体で包括した福祉施策を推進するために「地域福祉計画」は必要と考えることから、福祉分野の上位計画として策定に向けて取り組んでまいります。

議 長
家塚議員
(再質問)

10番 家塚 雅人議員。

再質問をさせていただきます。この地域福祉計画の策定状況を少し調べてみました。厚生労働省での直近の公表では、令和4年4月1日現在で、全国市区町村1,741自治体のうち、策定済みが1,476、全体の85%。また、道内では179市町村のうち、策定済みが113、全体の63%。さらには、空知管内では24市町のうち、策定済みが7、全体の29%という状況であります。空知管内では策定予定と調査時点で回答している町が2町ありましたので、確認したところ、現時点で策定をしておりましたので、9市町で38%となります。また、策定に取り組んでいない理由として、策定する人材やノウハウなどの不足。また、策定が必須でない努力義務である。さらには、策定に必要性が感じられないなどの回答となっています。この地域福祉計画は、町の総合計画を上位計画として、その地域福祉に関する事項をより具体化し、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画などの個別計画に関し、地域福祉の視点や理念、また、方針や推進方法などを明確にして、地域における展開を包括す

る役割を持っております。したがって、この地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子どもなどの個別計画に共通する基本的な事項を横断的に定めるというもので、町の総合計画と分野別計画の中間に位置付けするものと認識をしております。さらに、これらの地域福祉計画では、地域全体の福祉サービス事業や、地域福祉活動については、官民協働を基本に策定する必要があります。そこで、現在町では、介護予防事業を含めた福祉サービス事業の一部を社会福祉協議会へ委託し、事業推進を図っています。特に、社会福祉協議会においては、町より人的支援並びに事業委託としての財源補助を受けて事業展開していることから、計画策定に当たっては、福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会との連携や補完関係など、相互に十分な調整を行うべきものと思いますが、町長の考えを伺います。

あわせて、策定についてのスケジュールを示せる範囲でお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

家塚議員の再質問にお答えをいたします。地域福祉計画の役割につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。そこで、現在社会福祉協議会が行っている活動や業務でございますけれども、相談活動をはじめ、ボランティア団体の育成・支援、交流の場や居場所づくり、さらには見守り活動など、多様なニーズにわたる活動を支えていただいております。また、町の介護保険事業や、高齢者、障がい者の生活、サービス事業など、多くの業務を担っていただいております。限られた資源でありながら、ネットワークを広げ、共生社会の実現に向けて、福祉の最前線で御尽力をいただいているものと思っております。そこで計画の策定に当たりましての社会福祉協議会との連携や補完、調整でございますけれども、地域福祉計画の策定に当たりましては、福祉の理念や基本目標、町の事情を踏まえた体系付けを行い、福祉施策の推進を目指すことが重要でございます。また、その体系付けを行うことによりまして、それぞれの役割が明確化し、専門性や相互の連携、共有化など、本町における福祉資源が効果的に活用され、向上されていくものと考えてございます。計画の策定に当たりましては、福祉の最上位計画でありますことから、本町における福祉の拠点として広く活動し、役割を果たされている社会福祉協議会にご参画をいただくとともに、今後の地域課題に対応すべく、関係機関や団体、町民とともに福祉体制の構築に努めてまいりたいというように考えてございます。

なお、計画の策定に当たりましては、これから様々な計画の改定期を迎えるところではありますが、来年度より準備に着手をしまして、令和7年度からの計画を目指したいというように考えてございます。

議 長
家塚議員

10番 家塚 雅人議員。

ただいま答弁をいただきまして、理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、先ほども申し上げましたように、福祉に

関わる課題は複雑多様化している中で、横断的な支援を持つ、この地域福祉計画の速やかな策定着手に期待し、質問を終わります。

議長

以上で、家塚 雅人議員の一般質問を終わります。

次に、1番 湯本 要議員。

湯本議員

带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について質問させていただきます。近年、带状疱疹に罹患した話をよく耳にします。テレビ・新聞などでもよく取り上げられ、社会的関心が高まっています。

带状疱疹は、子どもの頃に感染する「水ぼうそう」のウイルスが、治癒後も体の感覚神経に潜伏して、大人になって、加齢や疲労によるストレス、基礎疾患やがん・リウマチなどの治療で使用する免疫抑制剤によって免疫力が低下することで、ウイルスが再活性化し発症する病気であります。

発症すると激しい痛みを伴い、さらには重篤な合併症「带状疱疹後神経痛」という慢性疼痛を伴うこともあり、つらい日常生活を送ることとなります。国の研究機関によると带状疱疹の問題点は、激痛だけでなく顔がゆがむような顔面神経麻痺や、髄膜炎など入院が必要となる場合もあります。成人の90%以上がこの带状疱疹の原因ウイルスに感染しており、誰が発症してもおかしくない状況です。調査によると带状疱疹の発症は50歳以上に多く、7割以上を占めており、また、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されています。

この带状疱疹の治療に係わる医療費は高額であり、带状疱疹後神経痛の後遺症が残った場合、更に負担が大きくなります。この医療費と、ワクチン接種による費用対効果の研究は幾重にもなされており、それぞれでワクチン接種によって医療費が抑制されるとの報告がなされています。带状疱疹ワクチンの啓発と普及は50歳以上の成人と高齢者における健康維持を通じて、医療費の抑制が期待できると考えますが、町としてワクチン接種の費用を助成する考えはあるか町長に伺います。

議長
町長

町長。

带状疱疹ワクチンの接種費用助成についてのご質問にお答えします。带状疱疹は、加齢や疲労等による免疫力の低下で発症し、さらに慢性的に痛みを伴う合併症の併発も懸念される疾病であり、ワクチンを接種することで病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化の予防に効果があるとされています。

現在、带状疱疹ワクチンは、50歳以上の希望される方が接種する任意接種として位置付けられていますが、国の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、定期接種として追加を検討するワクチンの1つとして、その効果や持続期間、導入に適切な対象年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や定期接種化によるワクチン接種費用と罹患に伴う医療費の分析等について、検証、評価が進められています。

このことから、現時点では、予防接種法に基づいた定期接種化を国

に求めるべきものと考えますので、接種費用を助成する考えはありません。

なお、带状疱疹の発症を予防するためには、ストレスをため込まず、食事や運動等で免疫力を高めることなどが必要であることから、町民に対し、周知・啓発を行ってまいります。

議 長
湯本議員
(再質問)

1 番 湯本 要議員。

今、町長から答弁をいただきました。国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、定期接種にする方向で今議論がされているというのは事実であります。それだけ国としてもこの効果が期待されるということだというふうに思います。それはもうお認めになっているというふうに思うんですが、ここで議論されている課題として、即にこれが定期接種の中で組み込まれるということではないわけで、私の調査では、今年度に入ってから、2023年の4月から8月までの間でも、こうした国の動きが分かっているながら、北海道で30市町村。これがこの带状疱疹ワクチンの接種に対する費用負担を決めているんですね。どういう考え方なのかということなんです。国がやっているからまあそれでいいだろう。近々定期接種になるかもしれないということではなくて、そうであったとしても、この対費用効果や、このワクチンによる健康維持が、町民の健康と、それから安心して暮らせるまちづくりの中に役立つのであれば、その期間でも町がやっぱり率先して、住民の健康を守っていくという立場に立つかどうかという町の姿勢が僕は問われるというふうに思うんです。国が将来考えているからいいじゃないか。こういう話ではないと思うんですが、町長はその点についてどうお考えですか。もう一度答弁をお願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

今、北海道の進行状況のお話をされましたが、私も調べてみますと、直近の道内自治体の費用助成でございますけれども、33市町村で実施をされているということで、割合的には、179市町村に対して18%。全国的には28市町村で実施をされ、実施率は16%でございます。医療費抑制の考え方でございますけれども、ワクチン接種によります医療費抑制につきましては、一部専門家によります報告もあります。様々な報告もあります。市町村に対しては現時点では、国からそうした医学的な費用対効果の検証データや、その通知などはございません。そうしたことから、現在、今議員言われるように、国の分科会のほうでその検証を進めているところでございます。私としては、その動向を踏まえつつ、接種化につきましては、財政負担も当然大きいわけでございます。これについては、公費負担ということであれば、国の定期接種化、法定化を望むところでございまして、町としては、現段階においては費用の助成をする考えはございません。

議 長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

町としてはですね、費用を負担する考えは今のところないという

(再々質問)

ことですが、今、費用対効果というのは、各国、アメリカをはじめヨーロッパでもいろいろやられているようですが、それはやっぱり今の為替の状況だとか、その医療体制、医療制度の問題とかいろいろありますから、対費用効果については、日本でどうかということも含めて、それは今議論されているんだろうというふうに思いますが、東京都保健医療局や国立感染症研究所のほうでも、費用対効果があるように見られるという方向での報告書は出ているわけですね。ただ、そこにはその前提とする数値の取り上げ方によって、若干まだはっきりした結論が出ていないので、今の国のほうもそういうことも含めてやっているというふうに思うんです。ただ、この带状疱疹ワクチンの効果という点については、はっきりしているんですね。生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がありますけど、このワクチンの効果ではですね、生ワクチンのほうで大体有効性が63%から70%ぐらいで、不活化ワクチンのほうは、大体96%から98%効果があると。そして、こちらのほうで言えばですね、大体効果は、9年から10年というふうに結果が出ているわけですね。こうしたワクチンに対する効果。これが非常にはっきりしているという点で、今、各自治体でも取り上げて、助成を行っているというふうに思うんです。これね、やっぱり私たちの周りでも苦しんでいる人がいっぱいいるわけですよ。带状疱疹ですね。年を取れば取るほど、何ていうんでしょうかね。带状疱疹というのはどんどんどんどん上位部分に発症するようになって、顔のほうにも発症してくるというふうに報告をされています。その場合にはですね、失明のおそれもあるというようなことで、高齢化に伴うこの発症を止めるということは、本当に大事なことだなというふうに思っているわけです。それで、このワクチンの効果も出ているんですが、いかにせんこれはやっぱり高くてですね、大体1回2万円。2回やると4万円ぐらいかかるということで、個人の任意として受けるには、なかなか手が出ないというようなことだというふうに思うんです。そこにやっぱり町の助成があれば、健康に生活していく。周りでも带状疱疹で苦しんでいる人がいれば、私も予防しようという町民の方々がやっぱり出てくるというふうに思うんです。そういう人達に手を差し伸べる。それが僕は町政だというふうに思っているんです。場合によってはそれが後2年後か3年後に、国のほうで定期接種の中に入ってきてしまうかもしれない。いいじゃないですか、それで。その間に、一刻も早く町民の健康を守っていく。そういう立場を示すというのが、やっぱり町が町民にどれだけ寄り添っているのかなという実感を、町民の方も味わえるというふうに思いますが、再度お考えを変える考えはないか、ご質問をしたいと思います。

議 町
町 長

町長。

湯本議員の再々質問にお答えいたします。議員言われますよう

(再々答弁)

に、治療が継続した場合、または再発、重症化した場合は、当然、医療費自己負担が増してきます。当然、後遺症が長引いたり、合併症が併発した場合は、その身体的負担は大きなものとなることは、私としても感じている次第でございます。ワクチンに生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があるわけございまして、生ワクチンの場合は、予防効果が50から60%。議員言われるとおり、持続性は7年程度、接種費用は7,000円から8,000円という費用で行われているのが一般的でございます。不活化ワクチンについては、2回の接種でございまして、予防効果が90%以上あると言われておりまして、持続期間は10年以上ということも言われております。ただし接種費用が1回につき2万円ということで、2回の接種でございまして、やはり4万円ということで、非常に高額でございます。本町の場合、50歳以上の人口が約5,000人、4,528名いらっしゃいますので、それを試算しますと相当な額になるかなというふうに考えてございます。そうしたことから、带状疱疹の発症、これは地域性があるものではございません。全国的なケースでございますので、これについてはこの公費負担については、やはり国で法制化していくべきであろうと私は考えてございます。また、今年の第1回定例会におきましても、議員提案によりまして、この意見書が定期接種化、国の法制化について採択されている経過がございます。私も当然そのことは受け止めさせていただきます。先ほど申し上げましたけれども、全国民が等しく接種費用の負担が受けられるような制度であってほしいというように考えてございます。

なお、うちの町立病院での町内の接種状況でございますけれども、町立病院では2種類のワクチンを取り扱ってございまして、生ワクチンが7件、不活化が14件、実際には7件という実績でございました。みどり野医院では、生ワクチン1種類のみを取り扱っておりまして、15件という実績でございました。町外の医療機関での接種状況については、なかなか把握するすべがございませんので、町外でも接種されている方は当然いるのかなというように考えてございます。

また、現在新型コロナウイルスワクチンが、現在予防接種法の改正が行われ、臨時特別接種として時限的に行われ、今年5月に5類に移行されましたが、特例により、本年度は接種が延長されているということで、今までに本町で6回の接種が行われてまいりました。全て国費によるものでございます。来年度以降の感染状況は分かりません

が、来年度以降の費用負担、実施方法、これらについても、まだ検討段階で、国から示されているものではないです。そうしたことから、その場合のワクチン接種のあり方、また費用助成、これについても、これから町としても十分慎重に進めなきゃならないのかなというふうに考えてございます。そうしたことから、現時点においてはその動向を注視する必要があるということで考えてございます。

議長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

高橋議員

次に、9番 高橋 修平議員。

湯本議員の後なのでちょっと伝えにくい感じではあるんですが、僕の質問は打ったらだめとか、打つなとか打てとかそういうことではないし、それに対して差別的な感じがないように情報の共有みたいなものが多分必要じゃないかという、そういう感じの一般質問になっています。

新型コロナウイルスワクチン等のワクチン接種における周知方法について。本年5月に新型コロナウイルス感染症は5類に区分され、ワクチン接種率も下がってきました。しかし新型コロナウイルスワクチン接種によるデメリットをしっかりと伝えずにワクチン接種を推奨するという方向性は変わっていないように感じます。町の立場を考えると様々な理由でそうしなければならないことも承知しておりますが、推奨に当たってはリスクをしっかりと伝えることが非常に重要であり、私自身は、全てのワクチンはほぼ効果が無いこと、接種することで様々な健康上の問題を引き起こすリスクがあり、健康に生きていくためには、むしろ打たない方が良くと思っています。接種は個人の自由であります、接種しないこともまた、個人の自由であり、強制されるものではありません。

まず、予防接種法においては、国や都道府県、市区町村が実施するほぼ全ての予防接種が義務でないことが明記されていることから、副反応で重篤な被害が出る危険性があることも十分説明したうえで予防接種を推奨する必要があると考えます。ワクチンは効果を前提に推奨されていますが、一方では、疾病障害認定審査会の公表によると8月21日現在、新型コロナウイルスワクチン健康被害救済制度の受理件数8,554件、認定件数3,810件、うち死亡認定156件であり、国においても新型コロナウイルスワクチンによる後遺症並びに死亡を認めているものです。この先も数は増えていくと思われます。その中で、大阪府泉大津市では市民にワクチンのリスクを専門家の意見も取り入れながらわかりやすく伝え、情報開示をしながら慎重にワクチン事業を進めています。また、新型コロナウイルスワクチン接種で、今まで抑制されていた帯状疱疹が発症する可能性があるという伝えている専門家もいます。

以上を踏まえて、町民の各種ワクチン接種の判断においては、より詳細な情報提供が必要だと思いますが、その際には様々な専門家の意見を取り入れ、ワクチン接種によるメリット・デメリットを接種券等

に具体的にわかりやすく見えやすい場所に明記し、国が公表している現状の後遺症の被害者数などのリスクについても記載することが必要と考えます。これから移住してくる方も増えてくる中で、町民の健康な生活を第一に考え、ワクチン接種事業を慎重な考えで進める町というのは魅力の1つになると考えますが、町長の考えを伺います。

議 町 長

町長。

新型コロナウイルスワクチン等のワクチン接種における周知方法についてのご質問にお答えします。町が実施している全ての予防接種は、予防接種法に基づいて、感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に実施するものであり、法に定める努力義務としてあくまでも接種する方の意思により受けるものです。

新型コロナウイルスワクチンについては、令和2年に感染が世界中に拡大したことにより、WHOが緊急事態宣言を行ったことを受け、予防接種法の改正が行われ、臨時特別接種として、国の指針に基づいて実施しているものです。

接種にあたっては、副反応及び健康被害等が明記されている国の接種説明書とリーフレットを使用し、接種リスクを理解した上で、個人の判断で接種が行われます。なお、厚生労働省からの通知では、この接種説明書とリーフレットの内容は変更してはならないこととされています。

また、町で行う他の定期予防接種についても、接種による効果や副反応等を周知し、被接種者の希望によって実施しています。

町としては、予防接種の実施にあたっては、国や北海道からの通達など、引き続き必要な情報提供を行い、被接種者が十分に理解をされ接種が行われるよう対応してまいります。

なお、町が専門家の意見を取り入れた独自の情報を作成し提供を行う考えはありません。

議 町 長
高橋議員
(再質問)

9番 高橋 修平議員。

1つ訂正がございます。疾病障害認定審査会の公表ですね。これがまた更新されまして、8月31日現在で、受理件数が8,667件。その内審査件数が4,538件。認定されたのが4,000件を超えまして、4,098件。その内死亡認定が210件というふうになっています。これは新型コロナウイルスワクチンだけの死亡認定とか、そういうものなんですけれども、1977年から45年間やっているんですよ。それで、ほかにインフルエンザのワクチンとかそういったものの、こういう健康被害救済制度というのがあって、これが45年間で3,522件なんですよ。この2年ぐらいで、新型コロナというだけで、認定件数は4,098件というふうになっているということなんですけど、あまりこうメディアでは、そういうことって伝えないんですが、これは本当にすごい、何というか最悪な薬害事件というふうに本当はなっているんですよけれども、ちょっと多いというふう

に町長はお考えにならないでしょうか。やっぱりワクチンというものの自体で、死亡数が上がっているというふうに考えている方とかも結構多くなってきて、接種率というのが下がっているというの、やっぱりそういうのに気づいてきたからというところでありますし、私の周りでもただの風邪じゃないかという。ひどい風邪もあれば、軽い風邪もあるというふうに感じていると思うんですけども、新型コロナの死亡者という感じでいうと、実は多いのは多いんですけど、そんなに多くなくて、2021年の死亡者数というのが、年間の日本ですね。145万2,289人で、前年から見た超過死亡数が最大5万3,670人なんですね。2022年の死亡者数が158万2,033人で、超過死亡者数は最大およそ17万3,000人と、戦後最大を記録しているというのは、多分知っている方も多いかと思うんですけど、新型コロナウイルスの大流行が原因と言う方もいると思うんですけども、厚生省の公式発表ですと、2021年に新型コロナウイルスが原因で亡くなった人の数というのが1万4,926人なんですね。その年は5万3,670人なので、そこにはちょっと及びもつかないような数字になっています。2022年は3万8,881人。この年は17万3,000人なので、やっぱりちょっと数は少ないという感じなんですけども、でも、そもそもこの数字というのも正確なものではなくて、PCR検査という、常にこの交差反応とか擬陽性、偽陰性というのが常に付きまとう検査だったわけです。この時期というのは、国から交通事故とか脳梗塞などのほかの死因でも、死亡後PCR検査をして陽性ならコロナ死とカウントするように通達があったことも、ここの少し数が多くなったことの原因かなと思うんですけども、そういうことを今は大分知っている方も多くなってきたんじゃないかなというふうに思います。

確かに国とか南幌町でもそうなんですけど、副反応とかそういうものはちゃんと伝えてくれているということも僕も認識していますし、ただ、ちょっと分かりづらいというところはあるのかなというのは感じます。で、やっぱりそのワクチン接種において、何が起こっても結局その自己責任の範疇を超えないという所もあるので、やっぱりいろいろなことを調べて、僕みたいにワクチン接種をしないという人間もいるとは思いますが、だからやっぱりその調べづらい中でもちゃんと調べて、そういうふうを選んで打たないという人もいますので、だからこれはもう町の責任とか国の責任ということではないとは思いますが、もうちょっと分かりやすく伝えるということは、結構必要なかなあというところもあります。やっぱり打ちたくなくて打っているという方もいますし、その周りの状況を見て、やっぱり打たないでいることがどうしても後ろめたいので、いろいろ知っている中で打つというのは結構恐怖心もあって打っているなんていう人も、僕の周りの町民さんでもいらっしゃるんですけど、そういったところでやっぱりその接種するということは、やっぱり死なないようにとか長

く生きたいとか、健康でというところで打つと思うんですけど、でもそこに分かりやすく目に入りやすい所に、例えば厚生省の発表で、ワクチン接種後死亡した人は2, 076人というふうに発表されていて、重篤な副反応という方が2万7, 361人というのは、厚生省でちゃんと発表していることなので、そういうものが目に入ってきた時に、やっぱり初めて考えるということになるのかなあと思うんですね。やっぱり生きるために打つんですけど、でも、打って死んでいる人もいるということは、多分必要なのかなと思いますし、これも医者ちゃんと申告していないものもあるので、もしかしたらもっと多いのかもしれないということもございます。

やっぱり最近のワクチンの感じで、ちょっと危険だなと思うことで、某有名大学の名誉教授の説明では、他のワクチンでは誘導されないIgG4抗体という免疫のスイッチを切ってしまう抗体が誘導されてしまうとのことで、追加接種をすればするほど誘導され、免疫が破綻し、今まで自己免疫で抑え込んでいた帯状疱疹が、免疫のスイッチを切ってしまうことによって出てしまう可能性があるというふうに伝えていきます。実際にワクチン接種が始まった頃から、帯状疱疹の例が一気に増えたという事実もあります。これは、追加接種をしなければ1年ほどでIgG4抗体の数値というのは下がって行って、免疫も戻るということも伝えていきます。単純にこれ以上打たなければ良いということも伝えておりました。それ以外に今月から始まるXBBのワクチン。これに関しても、ちょっと警笛を鳴らしている部分もありまして、全身炎症とか、重度の後遺症、副作用とかが起こりやすいというふうにも言われているんですね。専門的なところも結構あるんですけど、それは今ちょっと説明しませんが、日本医師会でも、実はこの新型コロナワクチンについて、効果に対する信頼性は揺るぎないものがあるとして、有効性を強調した一方で、過去に副反応が非常に強く出た人については、接種を慎重に検討するよう呼びかけてもいるんですよ。なので、ちょっとワクチンというものに対して、少しくこう考えてもらうようなきっかけみたいなのがやっぱりあったほうがいいのかというふうには思うんですけども、新型コロナの事象というのか、コロナ禍というふうになってきて、結構懐疑的な部分というのも、何かこう町民さんでもあるんですけど、国がやっていることをそのままやっているということに対して不安を感じているという方もいらっしゃるって、本当にその町として、そこまで新型コロナというものに対して脅威を感じているんだろうかという。このはてなマークというのものもある方もやっぱりいらっしゃるんですよ。それはもう個人個人あると思うので、何かそういう情報とか、そういうものも結構出揃っているような感じもあるので、例えば8月24日に厚生省がコロナワクチンの有効性や安全性の研究をこれからするというふうに発表していました。で、あと3年かかるというふうにも発表しています。令和8年にデータベースをつくると。じゃあ今まで安全性も有効性もわ

からないまま打ってきたのかなという話にもなったりしますし、やっぱり海外の話でいっても、去年の秋ですね。欧州議会公聴会で製薬会社のファイザーの幹部が感染を防げるかどうかテストさえしていなかったこともちゃんと認めていたりとか、いろいろこう何ていうか、懐疑的な部分というのはやっぱりあると思うんですよ。町民の皆さんでもそういうところが結構あって、やっぱり99.9%の人がやっぱり何年もマスクをして、それでソーシャルディスタンスとかそういう感染対策もしっかりやった上で、世界一でやっていたと思います日本は。接種率も世界一で、接種回数も世界一だったんですけど、14週連続で新規感染者も世界一なんていうことも、多分知っている方もいると思います。

なので、こういうタイミングで何かこう一度、さっきの泉大津市の話もそうなんですけど、泉大津市は接種を推奨しないということを発表して、今やっけていらっしゃるんですよね。なので、南幌町として先ほど答弁でありました、専門家の意見を取り入れた独自の情報を作成し、という、その提供を行う考えはないというふうにおっしゃっていたんですけども、できないというわけではないのかなというところで、それができない理由というののもちょっと知りたいなということと、あとはワクチン接種券に何かを書けとか変更しろとかということではなくて、やっぱり何と言うんでしょう。町長のコラムみたいな所に、ちょっとワクチンとか、コロナに対してちょっと懐疑的な部分も持ちあわせているというようなことを伝えてあげると安心できるという町民さんもやっぱりいらっしゃるので、その辺を踏まえてお考えをお伺いしたいです。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

高橋議員の再質問にお答えいたします。ワクチン接種の周知といいますか、啓発。まずそのことに関して申し上げますけれども、今、ワクチン6回目を迎えていまして、9月28日から、本年度は秋接種が始まる状況でございます。それで、ワクチン接種をされている方は、今までの経験の中で存じていただいていると思いますけれども、任意接種であることについてでございますけれども、ワクチン接種を希望する場合は、当然、事前に予診票の提出が求められます。その中で、ワクチンの説明書を読んで、効果や副反応などについて理解しましたかとの説明があり、それに回答する必要があります。接種の前にはその予診票に基づいて、医師の問診、そして接種の説明が行われます。その上で接種を受けようとする方は、予診票なりの理解をしましたということで、氏名を自署することになって、それで接種を受けていただくということになってございます。そういうことで任意の接種であることについては、そういう流れで啓発が行われて、本人の理解も促進されるような形でございます。これは全国どこでも同じかと思えます。

また、接種によります副反応と健康被害についての周知でございま

すけども、これもリーフレットには、ワクチンを受ける場合は感染予防の効果と副反応のリスク、双方について正しい知識を持っていただいた上で、接種の判断をすることについて記載されています。副反応については、接種後の注射の痛み、頭痛、筋肉や関節の痛み、発熱や寒気があること、また、まれな重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあることが記載されています。また、ごくまれに接種後に、心筋炎や心膜炎を疑う事例報告があることも説明されています。それらの症状を感じた場合については、速やかにかかりつけ医、医療機関を受診されることというような啓発がされています。また、予防接種でございます。これはどの予防接種でも同じでございますけれども、まれに病気になったり、障害が残ったりすることが起きることから、そういう健康被害につきましては、予防接種健康被害救済制度がありますということもうたわれております。そういうことで、副反応及び健康被害についての、全てではありませんけれども、そういうことで理解促進に努めてございます。これは全国同じ説明でございます。

それで先ほど接種を実施する場合は専門家の意見を取り入れることができない理由ということを言われていたかと思えますけども、ワクチン接種の効果や是非につきましては、様々な専門家の意見がございます。皆さん統一的なご意見ではございません。町としましては、予防接種法はもとより、国の方針並びに道の運用基準、実施要領、要綱に基づいて実施するのが適切であると考えてございます。あとは専門家の意見を取り入れない町独自の情報ができないということについては、先ほど申し上げたように様々な専門家のご意見がございます。そういうことから、提供する判断もできませんし、その説明責任もできないと。

また、大阪府の泉大津市長でございますか。私もその方の市長メッセージを拝見させていただきました。首長自らワクチン接種に係るメッセージを出されているというのは、全国を見ていってもまれではないかなと思います。この市長さんは、随分専門的な見地が持たれているんでなかろうかということで、私も拝見しましたが、残念なことに私も専門的な知識がなかなか持っておりませんので、判断もできないと。またその説明責任も果たせないというように考えて、独自の専門家の取り入れた意見、町独自のそういう啓発については、難しいのかなというように考えてございます。

また、国の被害者のリスク掲載、認定件数なんかをですね、どんどん啓発したほうがいいのではないかとということで、国の公表については、国の厚生労働省のホームページに貼り付けされています。それらは私どもが数だけを掲載してもですね、やはりそこに至る経過、背景がございまして、それをやはりこう説明責任を果たすのには、この町ではなかなかできないというのが実情でございます。そんなことで、国の示されたものに従いまして、理解促進を図っていくという考

えでございます。

いずれにしても、コロナウイルスは世界的な感染拡大で未曾有の出来事でした。今後まだ予断は許されませんが、今までにワクチン開発がされ、そして予防接種法に基づいて接種が行われ、多くの国民が接種をされ、そして現在、5類に移行しまして、社会活動が再開されました。経済も戻りつつあります。医療体制も崩壊をしないで、今まだ不安なところがありますけれども、頑張っているのかなと思います。そうしたことを考えた場合、私としては、コロナのワクチン接種は大きな効果があったのではないかなというように感じています。

議長
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

町長の答弁のほうで、効果があるというふうに思ってもらえるということで、認識させていただきました。ちょっとしつこいかもしれないんですけど、何かこう、もしもちょっと懐疑的なところが、いや、ないとは思いますが、あれば少しお伝えしてあげたら、そういう方が、その懐疑的な人たちも、ちょっと心の何と言うか、安らぎというか、そういうものにつながるのかなというところで、今言わなかったら、もう言えないようなことが多分出てくるのかなというところで、9月1日に内閣感染症危機管理統括庁というのが発足されて、これがどういうものかという、感染対策を自由に決められてしまうというような感じです。要するに、ここで行うと決めたものは、もう全部全部強制みたいな感じでしょうか。感じとしてはそういう感じですね。だからもしかしたらワクチン接種も強制化とか、いろいろあるかもしれないという中で、その時になったら多分、自治体としても、そういうちょっと反論みたいなところはもうできなくなるんじゃないのかなというところで、そういうことを伝えるのが最初で最後のチャンスなのかなというところも、僕はちょっと感じています。これについては答弁のほうはいりませんので、もうとにかくどこまで行っても、やっぱり自己責任というところは免れないと思いますけど、やっぱり僕自身は強く豊かなまちづくりというところで、精神的なところも含めてというふうなところで、自分の周りでどんなことが起きても、やっぱりそれは自分の決断の結果であって、何かのせいではないということもやっぱり自覚して、納得のできる意識づくりというのは大事だと思いますから、そういう人生づくりに対する一助となるような自治体を目指すということも必要だと思いますし、そういうふうな人づくりのできるまちづくりというの、やっぱりありだと僕は思いますので、その辺を考慮して精進してまいりたいと思います。

議長

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時42分)

(午前10時55分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。先ほどに引き続き、一般質問を行います。

次に、4番、熊木 恵子議員。

熊木議員 あったか灯油の実施について質問いたします。今年は猛暑で連日30度を超える日が続きました。昨年から続く物価の高騰、電気、ガソリン、灯油の価格が上がり、町民の生活は厳しさを増しています。今年の冬を過ごすのに、灯油価格の上昇を心配する町民の方が多くみられます。現在の灯油価格は1リットル当たり116円から120円と高騰しています。昨日町内のスタンドで調べましたら、1リットル125円ということでした。

昨年も燃料費価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親家庭を対象として、1世帯当たり13,000円の助成を実施され、対象となった世帯からは大変喜ばれています。対象枠の拡大や、新たな生活応援措置等について、今年度の実施について、町長のお考えを伺います。

議 長 町長。

町 長 あったか灯油の実施についてのご質問にお答えします。あったか灯油助成事業については、灯油価格の高騰等による、冬期間における負担軽減を図ることを目的として、住民税非課税世帯の高齢者・障がい者・ひとり親世帯等を対象に、直近では令和3年度と令和4年度に実施しています。

全国的な燃料高騰により、灯油価格についても高止まりの状態が続いていることから、今後の価格推移を踏まえ、本年度の実施について判断してまいります。

なお、新たな生活応援措置につきましては、現在、電力・ガス・食料品価格高騰対策として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」や「南幌町生活応援チケット事業」を実施していることから、現段階において実施の考えはありません。

議 長 4番 熊木 恵子議員。

熊木議員 再質問を行います。ただいま町長の答弁で、本年度の実施については、価格の推移を踏まえて判断するということでした。まだ実施するかどうかとは決まっていないということですよ。で、令和3年度、4年度と実施されて、1万2,000円から、昨年は1万3,000円ということでした。多くの自治体で、このあったか灯油という名称でない所もありますけれども実施しているということで、それがやっぱり非課税世帯ということに限定しているということで、年金生活をされている方からは、やはり自分のところも何とか該当しないだろうかという声は多々聞かれます。それで70歳以上としているところで、1人が70歳以上で、もう1人は70歳未満というところでは、何とかならないのかという声が実際に聞かれるところなんですよ。で、その辺をもう少し広く救うという方法はないのかということで先ほど質問いたしましたけれども、その考えはないということで、そこ

のところをもう少し拡充できないのかなという思いで質問いたします。

先ほど申したように、灯油の価格が、今、昨日の段階で125円。これからはもっと1円、2円と上がっていくかと思うんですね。それで、冬季間に利用するところで本当に灯油の配達に来て、請求書を見て本当にびっくりするという声がたくさん聞かれます。また、近年、電気料金とかもすごく上がって、本当に年金を上回るような金額を納めているという人のお話を聞くと、生活に占める割合ってすごく大きいと思います。そして特に冬季間暖房をつけないわけにはいかない。本当に命の危険もあるので、やっぱりその辺で何とか、それを全て町ができるというものではないんですけれども、もう少し何かを考える必要はあるのではないかなと思います。

また、生活保護受給者、その世帯に対しても、近隣はちょっとあれですけれども、生活保護世帯についても、灯油代金を支給するというようなことを実施している自治体もございます。それは、現状では本当に、原油価格や物価高騰が最低生活費の算定に十分反映されていないという、今の保護費の中で、やはりかかるものをかかっているところで、生活を圧迫しているという現状です。ですから、今もし実施するとしても、今までどおりだとすれば、生活保護世帯に対しての措置というのは検討されないのかどうか、それをちょっと伺っておきたいと思います。今現在、生活応援チケットというので、1人5,000円というのが配布されていて、皆さん町内で利用とかされているんですけれども、今検討できないということだったんですけれども、そういうような形で広く使えるようなものを、やっぱり考えていく必要があるのではないかなと思います。

また、今年は本当に暑かったので、各いろんな自治体では、その暑い中、町の公共施設の所で涼を求めるというか、そういう形で提供しているという自治体もありました。そういう意味ではこれから暖房費を節約するという意味で、町内でも公共施設でこういう所ではゆっくり休んでもらえますというような形の、そういうことも考えていってはどうかと思うんですけれども、この2点について伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。あったか灯油の実施基準でございますけれども、議員御承知だと思うんですけれども、例年10月から12月の3か月間の灯油価格をベースにして判断するものですから、今年については、高止まりが続いていますのでそのような状況になると思うんですけれども、一応実施の目安については、10月から12月の3か月間の灯油価格で、その時点の平均価格で1リットル100円を目安に実施の判断をしているのが今までどおりで、本年についてもそういうような考えで、実施の判断をこれからしてまいりたいというように考えてございます。近年、令和3年、4年と、その前には平成30年ということで実施をした経過がございま

す。対象者でございますけども、住民税非課税世帯の高齢者、障がい者、ひとり親世帯ということで、高齢者につきましては、70歳以上のみの世帯というような取り扱いに現在させていただいております。それで支給実績につきましては、平成30年までは3か月の平均でもって100円を超えた場合、1万円の助成でございました。令和3年度は、3か月の平均が106円だったことから、ちょっと高止まりだと、高く推移するということで、1万2,000円に拡大をした経緯がございます。昨年度はさらに118円。118.7円ということだったので、1万3,000円ということで拡大をした経過がございます。近隣それぞれやり方が違うかと思っておりますけども、由仁につきましては昨年の実績で1万円、長沼町さんについては1万2,000円、栗山町さんにつきましては、ほかの施策とあわせてやっているの、福祉灯油、あったか灯油としての実績はちょっとつかめないのかなというように考えてございます。それと、今年の灯油価格、議員言われるように随分高止まりが続いているということは、当然私も把握してございます。それで、現在、先日岸田首相が表明されましたけども、ガソリンなどの燃料油の新たな価格抑制対策を9月7日の明日から発動するというので、ロシアのウクライナ侵攻直後と同水準までの価格抑制をするということを表明されております。あわせて、灯油、軽油、重油についても、価格抑制のための補助金を拡充し、それを年末までに延長するということを表明しております。町としましては、価格の高止まりが続いておりますから、これから冬に向かい、その経済負担が懸念されることは承知しております。本年度の実施については、先ほど申し上げた国の対策も含めて、最終的には10月から12月の価格をベースにして判断してまいりたいというように考えてございます。

対象枠の拡大につきましては、まずは実施が前提でございますので、まず実施の判断をつけるということと、あと、生活保護世帯につきましては、これは保護費の中で暖房費が措置されておりますので、その中で運用されるべきものと考えてございます。また、新たな生活応援でございますけれども、町民生活応援チケットが8月1日から12月までの期間で1人5,000円分の、これも物価高騰、燃料費高騰という目的のもとに実施をさせていただいております。町にとっても大きな支出でございました。それを十分効果的に活用していただければなというように考えてございます。そうしたことから、あったか灯油の実施については今後の推移を見て判断させていただきます。新たな応援措置については、現状では生活のチケットを実施しているということから、現段階では考えておりません。

4番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。ただいま答弁いただいて、10月から12月の3か月間の平均を見てということで、昨年も近隣の中でも1万3,000円という応援ということでは、やっぱりすごく評価できると思

議 長
熊木議員
(再々質問)

います。また、灯油だけではなくて、いろいろ電気とかいろんなものを使って燃料を使っているというところに対しても、これは使えるというような形での説明だったので、やはり町民の生活を考えながら実施しているということでは、今後もぜひ期待したいなと思っています。今、町長答弁あったように、これからの価格が今高止まりというところで、おそらく実施するだろうと思いますけれども、やっぱりそれが今の価格に少しでも見合うような形で検討してほしいというのは要望したいと思います。

新たなことは考えていないということでしたけれども、やはり町民から寄せられる声。私の所に寄せられるのと、町全体に行くのとでちょっと違う意見もあるのかもしれないんですけども、やっぱり70歳以上じゃ来年まで待たらいいかとか、今年の冬をどう乗り切るのかというところで、やっぱり苦慮している町民が多くいるというところに、やっぱり町としてはそういうような人の思いもぜひ受け止めてほしいと思います。

で、先ほど質問でちょっとしたんですけども、クーリングターミナルというのかな。今年は夏暑いので、家にエアコンとかそういうのがないような方は、公共施設、こういう所が使えるので、ぜひこちらで少し体を冷やして休んでくださいというような案内をした自治体が結構あるということで、新聞とかにも報道されていました。私も自分で考えてみると、図書室が涼しいので、いつもよりもそこにいらっしゃる町民が多かったかなと思うんですね。そういう意味で、それをあいくるとか役場の1階のスペースとかそういう所に行って、例えば案内した時に殺到した時に大変かなとは思いますが、やはり今年、今、暖房の話をしていて冷房の話をするのはちょっとあれなんでしょうけれども、やはりそういう意味では、冷暖房について、少しでも家庭でなかなかそれができない町民に対して、こういうような所を、施設を利用してくださいということで、暖房についても、ここは暖が取れるという意味では、そういうことをちょっと、町としては案内するということもぜひ取り組んでみてはどうかと思います。それに対していろいろ施設も限りがあるので、難しいという面もあるかもしれないんですけども、そういう意味でも、何かお考えとかがあれば伺っておきたいと思います。

それで、これを決定するのは10月から12月までの推移を見ということなので、あったか灯油を今年は実施しますというのは、12月末にならないと分からないということでしょうか。その時期も含めてお答え願いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。最初の対象枠の拡大ということでご意見いただいたわけですが、国では今、電力、ガス、食料品の価格高騰を踏まえた低所得者への生活、暮らしの支援を行うために、住民税非課税世帯に対しまして臨時特別給付金として、1世

帯3万円を支給しております。これは8月1日から11月30日までが申請期限でございます。また、物価高騰によりまして特に子育て世帯の影響が大きいということから、子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯の児童1人につき5万円が支給されます。これまた、受付は現在行われていまして、来年2月まででございます。さらにはひとり親世帯以外や、家計の急変世帯に対しても、支援措置が2月まで行われております。それらの国の施策をしっかりと活用していただきたいのと、町としては類似性、または重複は、なかなかそういうことではできませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。また、北海道においても、新たな生活応援の取り組みとして、現在子育て世帯を対象に、お米・牛乳子育て応援事業を実施しております。これらの事業が多くの方々に浸透されるように、私どもも取り組んでまいりたいというように考えてございます。

また、あったか灯油の判断の時期でございますけれども、先ほどちょっと申し上げなかったんですけれども、基準は1日現在でやっていきますから、10月1日、11月1日、12月1日ということで、そうした場合12月の早々には判断ができて、また議会の皆さんにご相談をしながら、やる場合は年内の支給に間にあうように実施したいというように考えてございます。

また、クーリングターミナルでございます。大変素晴らしいご意見をいただきました。私としても公共施設が有効的に活用されるように、また、そこで夏は厳しい暑さになってきております。また冬も、厳しい寒さを迎え、今核家族化もしておりますので、そういうことで町民がまた集う場所となりまして、公共施設が有効的に活用されるよう、そういうご意見として受け止めさせていただきます。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号 令和4年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第1号 令和4年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

はじめに令和4年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億2,567万927円の残額となりました。

主な事業としては、子育て世代住宅建築費助成、子ども室内遊戯施設整備、高度無線環境整備、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、公園長寿命化改修、教育振興並びに新型コロナウイルス感染拡大対策事業及び緊急経済支援事業などを実施したところです。

次に、令和4年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで635万427円の残額となったところで

す。

次に、令和４年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで５３３万７，１０４円の残額となったところ
です。

次に、令和４年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで７０万５，９４１円の残額となったところ
です。

次に、令和４年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで２，７３９万１，９９０円の残額となったところ
です。

最後に、令和４年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで１１６万１，５６１円の残額となったところ
です。

以上、令和４年度各会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定
いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、令和４年度南幌町一般会計及び特別会計決算
審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に
朗読させます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 (ありませんの声。)

議長 続いて、ただいま上程されました令和４年度各会計決算認定につ
いての取り扱いについてお諮りいたします。

５番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程されました令和４年度各会計決算認定にあたりまして
は、議長及び議会選出の監査委員を除く９名による決算審査特別委員
会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがでしょうかと思
いますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員からの御発言は、９
名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査
するという御意見であります、そのように決定することに御異議あり
ませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託
し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長につ
いてお諮りいたします。

５番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員長には、熊木
恵子議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますの
で、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま佐藤 妙子議員からの提案がありまし

たとおり、委員長には熊木 恵子議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には熊木 恵子議員、副委員長には石川 康弘議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

病院の経営状況につきましては、対前年度比で入院収益が5.0%増の3億2,578万4,381円、外来収益が27.8%増の1億5,457万2,167円となり、収益的収支で1億1,446万1,294円の純利益となったところです。

以上、令和4年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本案につきましては、令和4年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 (ありませんの声。)

議 長 ただいま上程されました令和4年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程されました令和4年度南幌町病院事業会計決算にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程7 報告第4号 令和4年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第4号 令和4年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和4年度の各会計決算をもとに算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第4号 令和4年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。別途配布してございます、報告第4号資料をごらん願います。

健全化判断比率の算定及び公表につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため義務付けられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。

それでは、令和4年度決算によります、それぞれの指数について、ご説明申し上げます。

最初に、1. 健全化判断比率の(1)「実質赤字比率」につきましては、一般会計などを対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生していません。

(2)「連結実質赤字比率」につきましては、全ての会計を対象とした、赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生してございません。

(3)「実質公債費比率」につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は10.5%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はございません。なお、過去の数値につきましては、資料の裏面をごらんください。令和2年度は11.2%、令和3年度は10.2%です。表の数値は3カ年の平均比率であり、前年度と比較して比率が0.3%増加しています。単年度の比率につきましては、令和2年度は9.3%、令和3年度は10.1%、令和4年度は12.1%となり、令和4年度につきましては、臨時財政対策債発行額の減額及び起債元利償還金の増により、前年度と比較して比率が増加しています。資料の表面にお戻りください。

(4)「将来負担比率」につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は107.9%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値につきましては、資料の裏面をごらんください。令和2年度は86.6%、令和3年度は95.8%です。前年度と比較して比率が増加した理由

としましては、地方債の現在高及び一部事務組合負担等見込み額が増加したことによるものでございます。このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律による、財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、２．資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の３特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生してございません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律による経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等について説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定に係るすべての基準を下回っていますが、今後におきましても、行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。以上で報告第４号の説明を終わります。

議 長 本案につきましては、令和４年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長より朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声。)

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第４号 令和４年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

日程８ 議案第４７号から日程９ 議案第４８号までの２議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程８ 議案第４７号 令和５年度南幌町一般会計補正予算
(第４号)

●日程９ 議案第４８号 令和５年度南幌町下水道事業特別会計
補正予算(第１号)

以上、２議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 議案第４７号及び議案第４８号の２議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第４７号 令和５年度南幌町一般会計補正予算(第４号)につきましては、歳出では、子育て世代住宅建築費助成事業費、高度無線環境整備推進事業費の追加、保育所等運営費補助金の追加、

機場施設管理事業費の追加、準工業用地等排水掘削・整地工事費の追加、歳入では、普通交付税確定、保育所等運営費補助金に係る国庫支出金及び道支出金、令和4年度繰越金確定による追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,365万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,219万円とするものです。

次に、議案第48号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、準工業用地等整備管路実施設計委託料の追加、歳入では、委託料の追加に伴う下水道事業債の追加、令和4年度繰越金確定に伴う追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,942万6,000円とするものです。

議案第47号につきましては副町長が、議案第48号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第47号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。始めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額5,283万6,000円の追加です。財産管理経費で、令和4年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づき繰越額の2分の1を財政調整基金に積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額7,923万2,000円の追加です。移住促進事業で、北海道が実施するU I J ターン新規就業事業において、東京23区から北海道に移住し移住支援対象法人で就業する方に対し、国・北海道と共同で移住支援金を給付するもので、本年度本町へテレワーク移住した方に対する支援金を追加するものです。支援金につきましては、1世帯当たり100万円を基本とし、18歳未満の帯同者1名につき100万円が加算されます。子育て世代住宅建築費助成事業で、交付見込み件数の増加に伴い、助成金を追加するものです。本年度は105件の交付を予定しております。高度無線環境整備推進事業で、道央圏連絡道路工事、国道337号線路肩改良工事などに伴う光ファイバー移転等に係る経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額628万2,000円の追加です。障がい者福祉経費で、令和4年度自立支援医療給付費並びに障がい者自立支援給付費の確定による過年度返還金です。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額46万6,000円の追加です。児童福祉総務経費で、令和4年度障がい児施設措置費の確定による過年度返還金です。

2目児童措置費、補正額23万9,000円の追加です。令和4年度児童手当の確定による過年度返還金です。

3目保育所費、補正額817万2,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、18節負担金補助及び交付金として、新型コロナウイルス感染対策のための改修等を行う保育所、認定こども園に対する運営費補助金の追加、22節償還金利子及び割引料として、令和4年度保育所等運営費補助金の確定による過年度返還金を追加するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額17万5,000円の追加です。感染症予防事業で、令和4年度特定感染症検査事業費の確定による過年度返還金です。次ページにまいります。

2項3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額96万7,000円の追加です。合併処理浄化槽設置整備事業で、新築等に係る合併処理浄化槽設置戸数の増加に伴い追加を行うものです。本年度は、10件の交付を予定しております。

次に、5款農林水産業費1項4目機場施設管理費、補正額1,941万円の追加です。機場施設管理事業で、各揚水機場の稼働時間の増加による光熱水費の追加、夕張太排水機場設備修繕につきまして、本年度追加で補助採択されたことに伴い、係る経費を追加するものです。

次に、7款土木費3項1目都市計画総務費、補正額770万円の追加です。都市計画総務経費で、12節委託料として、旧南幌高等学校用地の都市計画用途地域の変更手続きに係る経費の追加、14節工事請負費で、準工業用地整備予定地への残土搬入にあわせ、中央2丁目の商業施設誘致用地並びに隣接する町有地への残土運搬と整地に係る経費を追加するものです。次ページにまいります。

3項3目公共下水道費、補正額523万円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、9款教育費4項6目生涯学習センター管理費、補正額341万円の追加です。生涯学習センター運営経費で、屋内消火栓消火ポンプの故障により修繕料を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。10ページをごらんください。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額483万5,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額4,943万3,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は23億1,943万3,000円となり、昨年度の交付額より2,778万2,000円の増額となっております。

次に、15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、補正額323万1,000円の追加です。保育所等運営補助事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額300万円の追加です。1節総務管理費道補助金で、U I J ターン移住支援金に係る補助金です。

2目民生費道補助金、補正額176万7,000円の追加です。保育所等運営補助事業に係る補助金です。次ページにまいります。

4目農林水産業費道補助金、補正額550万7,000円の追加です。夕張太排水機場設備修繕に係る補助金です。

次に、17款財産収入2項1目不動産売却収入、補正額65万1,000円の追加です。南13線西5番地、旧東幌小学校教員住宅跡の町有地1,162.94平方メートルを北広島市 アクア管工合同会社に売却したものです。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額19万円の追加です。一般寄附金で、青葉自治区 山田 耕造様、三重自治区 渡辺 信光様より叙勲受章に際しそれぞれ10万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,046万5,000円の減額です。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

20款繰越金1項1目繰越金、補正額1億567万円の追加です。令和4年度繰越金の確定によるものです。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額1,014万6,000円の追加です。北海土地改良区からの揚水機場維持管理負担金です。

5目雑入、補正額108万1,000円の追加です。令和4年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金並びに道負担金の精算によるものです。

次に、22款町債1項5目臨時財政対策債、補正額138万7,000円の減額です。令和5年度地方交付税の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億7,365万9,000円を追加し、補正後の総額を78億9,219万円とするものです。

次に、第2表 地方債補正の説明を行います。6ページをごらんください。変更です。臨時財政対策債の補正前の限度額1,800万円を補正後の限度額1,661万3,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。以上で、議案第47号の説明を終わります。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第48号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を行います。

始めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目建設費、補正額1,190万7,000円の追加です。12節

委託料の追加です。追加の内容につきましては、本年度発注の準工業用地等整備管路実施設計について、新たに雨水、汚水ルートの見直し及び河川ホールに係る流量計算、ボーリング調査2か所の調査設計を行うため、設計変更に係る費用を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額523万円の減額です。歳入で、令和4年度繰越金の確定により減額するものです。

5款繰越金1項1目繰越金、補正額523万7,000円の追加です。令和4年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

7款町債1項1目下水道事業債、補正額1,190万円の追加です。歳出の委託料の追加による下水道整備事業債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ1,190万7,000円を追加し、補正後の総額を3億9,942万6,000円とするものです。次に、5ページをごらんください。

第2表、地方債補正の説明を行います。歳出で説明しました準工業用地等整備管路実施設計の追加補正による限度額の変更です。起債の目的、準工業用地等整備事業。補正前の限度額1,530万円を、補正後の限度額2,720万円とし、1,190万円を増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。続きまして、10ページをごらんください。

地方債に関する調書につきましては、公共下水道事業に対します地方債の現在高見込額を、今回の補正にあわせて変更するものです。以上で議案第48号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第47号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

補正予算の子育て世代住宅建築費助成事業について伺います。先ほどの説明で、6,000万円の建築費助成金ということでした。今年2月の全員協議会の中の説明では、平成28年度より事業を開始し、令和3年度にはさらなる事業推進を図るべく、最大200万円の助成エリアという形で、事業期間を3年間延長しています。そして、令和5年度が最終年を迎えるという説明でした。令和6年度から、東町においてゼロカーボンモデル団地の展開となっていますけれども、来年度以降の計画とか予算は、今の時点でどのようになっているのか、分かればお答え願いたいと思います。

令和4年度決算では、子育て世代建築費助成事業が1億5,850万となっております。移住者が増えて、町としても大変喜ばしいことですが、町財政に占める割合とか、いろいろ今後の見通しということについて、もし分かれば説明願いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ただいまの熊木議員の南幌町子育て世代住宅建築費助成事業の補正予算の内容についてお答えいたします。まず、現在、令和5年度の予算の執行状況でございますけれども、この助成金の交付済み実績につきましては、9月5日現在で30件、4,200万円の支出を行っております。また、令和5年度のこの助成金の認定件数につきましては、現在63件となっております。それらを見込み、今後土地の購入等の予測も見込みまして、今回の補正予算とさせていただいております。

もう一つご質問にありました、この助成事業の要綱につきましては、令和5年度で時効的に一旦、終わるような形になっておりますけれども、令和6年度以降のこの助成金の継続につきましては、まだ協議、結論を出しているところではございません。

あわせて、道が今準備を進めております。ゼロカーボンビレッジのほうの助成金につきましても、現在、道のほうから問い合わせを受けている状況でございます。この助成金の継続とあわせて、そちらのほうの協議、検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

ただいままちづくり課長に答弁していただきましたけれども、先日の新聞に、道内住宅販売が減速続くという記事が載りました。南幌の中を見るとまだまだ家が建っていて、この記事とはちょっと違うのかなと思ったりもするんですけれども、やはりいろいろこう、価格がすごく上がって、原材料費も上がっているというところで、なかなか注文住宅が減っているということなんですよね。それが、今後の町の、今まだ計画、来年度以降の計画は、まだ予算のほうも分からないということでしたけれども、やはりこのような状況になっていくと、なかなか今までのような形で伸びていくというのも考えにくいのかなと思ったりするので、慎重な計画づくりをぜひしてほしいなということで要望したいと思いますし、このような記事に関しては、どのような何かその見解とかがあれば伺っておきたいんですけれども、お願いいたします。

議 長
副 町 長

副町長。

熊木議員の御質問にお答えいたします。住宅の建築が全国的に価格高騰等でちょっと下火になっているということですが、本町の場合につきましては、継続というか、申し込みが順調に来ておりますので、そちらのほうは推移を見守っていきたいなというふうに考えております。当然来年度以降の建築助成につきましてもですね、先ほどまちづくり課長が説明しましたように、ビレッジとあわせて検討を進めていくという内容でございます。ただ、今申し上げましたように、住宅の新聞記事は記事として、現状では今後どのように推移するかは分かりませんが、今お話ししたように、町内においては今もですね、住宅建築の申し込みは続いて来ているというふうに考えており

ますし、それにはこの建築費助成を行っている効果が出てきてですね、物価高騰はしているんですけども、建築費の一部助成につながって、それがこのような形で南幌町の移住につながっているのかなというふうに考えておりますので、それらも踏まえて、今後の建築費助成をですね、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、また時期が来ましたら皆様のほうに御説明をしながら、予算組みのほうをしていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただければと思います。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第４７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４８号 令和５年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第４８号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本２議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第４７号 令和５年度南幌町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第４８号 令和５年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１０ 議案第４９号 令和５年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第４９号 令和５年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳出では、基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加、歳入では、基金繰入金の減額及び令和４年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０６３万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億６，２８

1万5,000円とするものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第49号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

始めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額39万7,000円の追加です。財源調整を行うものです。

5款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金、補正額10万6,000円の追加です。精査に伴う還付金です。

2目償還金、補正額2,013万1,000円の追加です。令和4年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道支払い基金負担金の精算に伴う返還金です。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額194万7,000円の追加です。令和4年度介護給付費負担金の確定によるものです。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額670万4,000円の減額です。財源調整を行うものです。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額2,539万1,000円の追加です。令和4年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ2,063万4,000を追加し、補正後の総額を8億6,281万5,000円とするものです。以上で議案第49号の説明を終わります。

議長

若干説明に時間がかかっておりますけれども、このまま延長してやらせていただいてもよろしいですか。

（はいの声。）

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第49号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第50号 工事請負契約について（農業水路等長

寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事)を議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第50号 工事請負契約につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事にあたり、過日入札を執行したところです。

議 長 契約の内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興課長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第50号 工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

1 契約の目的、農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事。工事の主な内容につきましては、排水路の老朽化による改修に当たるもので、施工箇所につきましては、川向地区、南7線西1号から西2号までの、377.5メートルであります。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、6,050万円(内消費税及び地方消費税の額550万円)。本件につきましては、去る8月23日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は99.2%でございます。4 契約の相手方、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建、代表取締役 峰尾 義明。参考としまして、工期は契約締結日より令和6年2月20日までとしています。以上で議案第50号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第50号 工事請負契約について(農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後0時08分)

令和5年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和5年9月12日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 二	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤	隆	事務局主査	梶 田	健太郎
------	-----	---	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課長	藤 田	雅 章	住 民 課 長	藤 木	雅 彦
税 務 課 長	渡 辺	廣 貴	保健福祉課長	谷 藤	朋 代
産業振興課長	岩 本	聖	都市整備課長	黒 島	滋 規
会計管理者	蛭 沢	千 晴	病院事務長	渡 部	浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
去る９月７日より決算審査特別委員会のため休会となっておりまして令和５年第３回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は１１名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程１２ 議案第５１号 南幌町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第５１号 南幌町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町地域公共交通活性化協議会設置要綱の廃止に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第５１号 南幌町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

始めに、改正の概要について申し上げます。町の附属機関として設置をしております、南幌町地域公共交通活性化協議会について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、町の附属機関から独立した、法定協議会に移行するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第５１号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

別表、「執行機関」「町長」の項中、「南幌町地域公共交通活性化協議会」を削除するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第５１号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第５１号 南幌町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありま

せんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１３ 議案第５２号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第５２号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、新たに団体が加入することに伴い、組合理約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第５２号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本組合理約の改正につきましては、組合に加入しております構成団体の増減があった場合、組合理約の変更が必要となり、組合を構成する市町村などに対し協議を求められたことから提案するものです。

それでは、別途配布しております議案第５２号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

別表（２）、一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に、「後志広域連合」を加えるものでございます。

附則として、この組合理約は地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第５２号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第５２号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１４ 議案第５３号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第５３号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります久保 康則氏の任期が満了となるため、久保 康則氏を再任いたしたく提案するものです。

議 長

任命につきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第５３号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程１５ 発議第１８号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

３委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程１６ 報告第５号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第５号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、令和４年度における経営状況の報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務

それでは、報告第５号 株式会社南幌振興公社経営状況報告について、令和４年度の経営状況についてご説明いたします。

報告資料の１ページをお開きください。資料１、業務報告についてご説明いたします。１、庶務関係の概要につきましては、取締役

会議、定時株主総会ともに記載のとおり行われております。2、営業の概要について、3ページをごらんください。営業報告。南幌リバーサイドゴルフ場の営業期間、練習場4月6日から11月23日までの232日間。内クローズ1日。西南コース4月6日から11月23日までの232日間、内クローズ6日間。北コース4月13日から11月6日までの152日間、内クローズ2日間。令和4年度は昨年までの新型コロナウイルス感染防止対策に加え、クラブハウス1階、2階レストラン、乗用カート、手引きカート等に抗菌・抗ウイルスコーティングを施工し、営業を開始しました。6月1からは予防対策を一部緩和し、撤去していたバンカーレーキなどのコース備品を配置し、休止していたシャワー室の使用も再開いたしました。練習場につきましては、安全対策として打席間隔をこれまでより30cm広く設定し、あわせて打席を改修して2打席増設し、45打席としています。コース状況については、4月、5月ともに少雨で春先から干ばつが続き、芝生の生育の遅れが心配されましたが、6月中旬から適当に降雨があり徐々に回復し、7月以降は例年に比べ芝生の密度も高く、11月の営業終了日まで良好な状態を維持することができました。

表1をごらんください。今年度の入場者数とコース、練習場、売店を含む総売上額を前年と比較しています。表の下段、合計欄をごらんください。今年度の入場者数は4万1,955人。前年に比べ、1,573人、3.9%の増加となりました。総売上額は1億6,136万8,567円、前年に比べ775万1,335円、5%の増額となっています。

表2をごらんください。入場者数とコース売上額の計画に対する達成状況を記載しています。全ての月で計画を上回る実績となり、中でも4月、5月、11月は天候にも恵まれ、好調な実績となりました。入場者数が2期続けて4万人を上回ったのは、平成15年以来となります。コロナ禍、感染リスクの少ないスポーツとして、ゴルフが人気となり、ゴルフ人口が増加したことに加え、1人予約などWEBプランがお客様に浸透してきたこと、また、シーズンを通しコースコンディションを良好に維持管理できたことなどが増加の要因と考えます。4ページをお開きください。

表3は、練習場の売上実績です。売上額を昨年度実績、今年度計画と比較しています。表の下段、合計欄をごらんください。売上額合計1,470万543円、前年に比べ46万3,995円、3.1%の減額となりました。計画に対しては、170万543円の増額、達成率113%となっています。今年度は、前年度実績を下回りましたが、緊急事態宣言などの外自粛要請期間がなく、行動範囲が広がったことから、昨シーズンのような土・日・祝日の大混雑が緩和され、適切な利用状況、稼働状況で推移したと捉えています。売上額が3期続けて1,400万円を上回ったのが平成9年以来と

なります。次に、5ページをごらんください。

5ページから12ページは、決算報告書となっています。貸借対照表、損益計算書について、要約版でご説明させていただきます。

13ページをお開きください。補助資料1、貸借対照表（資産の部）についてご説明いたします。A、流動資産は4,764万317円、前期に比べ、414万7,807円、9.5%の増額。B、有形固定資産は9,069万1,816円、前期に比べ408万3,391円、4.3%の減額。E、資産合計は7億4,509万2,340円、前期に比べ76万3,211円、0.1%の増額となっています。

次に、下の表、貸借対照表（負債・資本の部）についてご説明いたします。F、流動負債は711万7,636円、前期に比べ345万7,370円、32.7%の減額。G、固定負債は1億3,117万8,289円、前期に比べ448万7,711円、3.3%の減額。内訳としまして、長期借入金は償還額分650万円の減額、長期未払金も支払分205万9,200円の減額、その他として、退職給付引当金87万1,489円、修繕費用引当金320万円が増額となっています。上の表、E、資産合計から、H、負債合計を差し引いたI、純資産合計は6億679万6,415円となり、当期純利益分870万8,292円、1.5%の増額となっています。次に、14ページをお開きください。

損益計算書についてご説明いたします。A、売上高は1億6,136万8,567円。前期に比べ775万1,335円、5%の増額。B、売上原価は1億1,856万139円、前期に比べ802万6,602円、7.3%の増額。C、売上純利益は4,280万8,428円、前期に比べ27万5,267円、0.6%の減額。D、販売費及び一般管理費は2,447万627円、前期に比べ121万1,914円、4.7%の減額。E、営業利益は1,833万7,801円、前期に比べ93万6,647円、5.4%の増額。F、営業外収益は116万968円、前期に比べ15万5,302円、11.8%の減額。内訳としまして、自動販売機手数料、レストラン使用料、ゴルフ場利用税交付金となっております。G、営業外費用は171万3,285円、これは借入金支払利息です。H、経常利益は1,778万5,484円、前期に比べ57万2,907円、3.3%の増額。J、特別損失は407万1,489円、内訳は退職給付引当金、修繕費用引当金となっています。L、法人税は518万2,400円、前期に比べ25万9,000円、4.8%の減額。M、当期純利益は870万8,292円、前期に比べ306万2,885円、26%の減額となりました。

次に、経費面についてご説明いたします。表の中段、◎Bをごらんください。当期製品製造原価、原価合計は1億1,822万8,935円、前期に比べ799万4,421円、7.2%の増額とな

っています。修繕費としてクラブハウス屋根の塗装、クラブハウス1階、2階トイレの改修を行いました。消耗品として、手引きカート、バンカーレーキなどを購入しています。エネルギー資源の高騰に伴い、燃料費や水道光熱費なども増額となっています。次に、表の下段、◎Dをごらんください。販売費及び一般管理費、今期の合計は2,447万627円、前期に比べ121万1,914円の減額となっています。入場者数の増加に伴い、宣伝広告費のウェブ送客手数料は増額となっています。次に、ページが前後して申し訳ございません。11ページにお戻りください。

個別注記表3の(4)、当期の余剰金の扱いについてですが、当期の財務状況及び現在の事業環境などを勘案し、6月の株主総会で承認をいただき、無配当とさせていただきました。次に、15ページをごらんください。

補助資料2、長期借入金の償還状況についてご説明いたします。平成25年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借換えを行っており、その償還状況について記載しています。令和4年度償還額650万円、借入残高1億2,316万円、令和5年度も650万円の償還を予定しております。次に、16ページをお開きください。

16ページから20ページには、補助資料3として道内地区別のゴルフ場入場者数、空知管内のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場の入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別・区分別入場者数の状況を掲載しておりますので、ご参考としていただきたいと思います。次に、21ページをお開きください。

補助資料4として、令和5年度の業務計画を記載しています。今年度は4月1日に練習場、4月6日にコースの営業を開始しています。クローズは11月23日を予定しています。サービス内容につきましては、季節特別料金、カート無料貸与、南幌温泉無料入館券の付与など、好評を得ている内容を継続して実施しています。4月のオープンから現在までの営業状況につきましては、コース、練習場ともに昨年同様の実績で推移しております。多くのお客様にご来場していただいております。今後も、お客様と職員の安全・安心に努め営業してまいります。以上で報告第5号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については、報告済みといたします。

ここで、10時05分まで暫時休憩をいたします。

(午前 9時56分)

(午前10時05分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程１ 発議第１９号から追加日程１２ 議案第５４号までの１２議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程１ 発議第１９号から追加日程１２ 議案第５４号までの１２議案を追加いたします。

●追加日程１ 発議第１９号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

８番 石川 康弘議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第１９号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程２ 発議第２０号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

４番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第２０号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意

石川議員
議長

熊木議員
議長

見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第21号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第21号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第22号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

5番 佐藤 妙子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第22号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

熊木議員
議長

佐藤議員
議長

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程 5 発議第 23 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

8 番 石川 康弘議員。

石川議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第 23 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程 6 発議第 24 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

4 番 熊木 恵子議員。

熊木議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第 24 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程 7 発議第 25 号 現行の健康保険証の存続を求める

熊木議員
議長

意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第25号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程8 発議第26号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

1番 湯本 要議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第26号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程9 発議第27号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

8番 石川 康弘議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

石川議員

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
発議第27号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程10 報告第6号 令和4年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について、決算審査特別委員長より報告願います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員 令和5年9月11日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第1号 令和4年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和4年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第1号 令和4年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程11 報告第7号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員 令和5年9月11日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和4年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定をいたしました。

●追加日程12 議案第54号 教育長の任命についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(教育長、退席する。)

(午前11時00分)

(午前11時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

局長に朗読させます。

(局長朗読する。)

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

議長 ただいま上程をいただきました議案第54号 教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。現教育長であります西田 篤人氏の任期が、前教育長の残任期間である10月31日をもって満了となるため、西田 篤人氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものです。

任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第54号 教育長の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

関係者の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(教育長、着席する。)

(午前11時02分)

(午前11時03分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま選任されました教育長に御挨拶をいただきます。

教 育 長

議長よりお許しをいただきましたので、議会本会議の中貴重なお時間を頂戴いたします。また、先ほどは私の教育長再任につきまして議員の皆様にご同意をいただきましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりへとつながります。教育こそがまちづくりの原点であると言われるように、学校教育はもとより地域社会全体で南幌町の未来を拓いていく人材の育成が重要です。行政執行方針にある、子どもたちがいきいき輝く人づくり、そして第6期南幌町総合計画後期基本計画にある、地域に根差した教育と文化の高いまちづくりの実現のために、様々な教育活動を推進し、人と人とがつながる、大人も子どももともに育ちあう、南幌町の教育の充実にこれからも努めてまいります。今後とも世代を問わず、多くの町民が学校教育、家庭教育、生涯学習、社会教育を通して心身の健康や生きがいを感じることができる環境を整え、人と地域の交流につながる町となるよう、南幌町の教育行政の代表として教育関係機関や団体との連携・共同を大切に、町議会、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら誠心誠意全力を尽くしてまいります。以上、就任にあたっての挨拶といたします。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時06分)